

証券投資信託の信託終了のお知らせ

このたび弊社では、以下の追加型証券投資信託につきまして、信託を終了（繰上償還）することについて、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を実施いたしますのでお知らせいたします。

1. 対象となる証券投資信託の名称

みずほ新興国ハイインカムファンド（目標払出し型）毎月決算・為替ヘッジなしコース
みずほ新興国ハイインカムファンド（目標払出し型）年2回決算・為替ヘッジなしコース
みずほ新興国ハイインカムファンド（目標払出し型）毎月決算・限定為替ヘッジコース
みずほ新興国ハイインカムファンド（目標払出し型）年2回決算・限定為替ヘッジコース
（以下、それぞれを「各コース」といいます。）

2. 信託終了（繰上償還）の理由

各コースは2013年4月8日に設定し、分配実施による運用資金の一部払出しを行うことを前提として、収益の確保等を目指して、新興国の高配当株およびハイイールド社債を実質的な主要投資対象とし、運用を行ってまいりました。しかしながら、2019年9月末時点の各コースの受益権の口数を合計した口数が約32.7億口と信託約款に定める繰上償還（信託終了）の目安となる口数（40億口）を下回っているため、信託約款の規定に基づき繰上償還（信託終了）する予定です。

3. 信託終了（繰上償還）までの日程について

- ・受益者および受益権口数の確定日 : 2019年12月27日
- ・書面による議決権行使期限 : 2020年2月3日
- ・書面決議の日 : 2020年2月4日
- ・繰上償還日（予定） : 2020年3月25日

4. 書面決議の手続きについて

各コースの信託終了に関する手続きは、2019年12月27日現在の受益者に対して、書面決議にて賛否を問う方法により行います。

本決議は、各コースの議案に議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。その場合、投資信託契約の解約の届出を行い、2020年3月25日に繰上償還いたします。

なお、各コースは、議決権の行使期間中および書面決議後も、通常どおり一部解約のお申し込みを受付けることにより公正な価格が一部解約金として受益者に支払われます。そのため、本議案に反対された受益者が、各コースの受託会社に対し、受益権の買取請求を行うことはできません。

以上

2019年12月27日

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
アセットマネジメントOne株式会社